

平成 16 年度県民活動促進期間について(案)

1 趣 旨

県、市町村、県民活動団体及び県民の県民活動に対する意欲を高めるために、「県民活動促進期間」を設けて、重点的に県民活動の普及啓発を行う。

平成 16 年度は、県民活動の拡がりに向けた環境づくりを一層推進するため、関係支援機関、市町村との連携を強化し、行政職員の意識改革や県民の活動参加意欲の促進を中心として事業の展開を図る。

2 期 間

(1) 期 間

10月1日(金)から11月14日(日)まで

11/14(日)は、「県民活動ボランティアフェスティバル 2004」開催予定日

(2) 設定理由

促進期間は、期間を定めて、県民活動に対する意欲を高めるための重点的な取組みを推進するものである。来年度は、10月を中心に、ボランティアフェスティバルが開催される11月14日(日)までを促進期間とし、事業の実施期間に幅をもたせることで普及啓発の効果を上げることをねらいとした。

3 事業の概要

(1) 県民活動促進キャンペーンの実施

県内各所にポスター・チラシを配布するほか、市町村広報誌や県の広報活動を活用したキャンペーンの展開を図る。

(2) 県民活動情報交換会の開催

県民活動団体と行政(県・市町村)の情報の共有や相互理解の促進を目的とした県民活動情報交換会を開催する。

(3) 県職員の県民活動への参加の奨励

促進期間に開催される県や県民活動団体が開催する行事の情報を県職員に提供し、積極的な参加を促す。

(4) 県民活動パワーアップ賞受賞団体による交流会の開催

平成 16 年度受賞団体及び過去の受賞団体による交流会を開催し、受賞団体の活動の促進と団体間のネットワークの強化を図る。広く県民活動団体及び県民に参加を呼びかける。

県庁の横断的な取組みによる県民活動の促進(通年の取組み)

各県民局単位で、管内の自立した活動を行っている県民活動団体と地域づくりについて話し合う取組みを行う。(地域政策課と連携)